

# 青少年センター だより

第14号

令和元年6月

編集発行

安曇野市青少年センター  
安曇野市教育委員会生涯学習課  
事務局：生涯学習課社会教育担当  
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地  
TEL0263・71・2000 FAX71・5000

## 本年度の事業計画

青少年センターでは本年度の事業を次のように計画しています。

### ○広報・啓発活動

- ・年3回「センターだより」発行
- ・「青少年の非行・被害防止全国協調月間」「子ども若者育成支援協調月間」での県下一斉街頭啓発講演会の実施（7月に予定）

### ○街頭巡回・社会環境浄化活動

- ・小・中学校の長期休みに青少年が集まりやすい場所を巡回
- ・青少年に有害な地域環境実態調査実施

### ○青少年相談活動

- ・青少年や保護者などからの悩み相談に相談員が対応するとともに関係機関へ繋ぐ援助を行う

## 新任センター運営委員

4月1日付で左記の運営委員が新しく委嘱されました。

- 安曇野地区保護司会選出委員
- ・大塚元子さん
- ・百瀬陽子さん

## スマホ・ケータイ安全教室

1月27日、市役所大会議室でKDDIスマホ・ケータイ安全教室認定講師の大久保充宣さんによる「スマホ・ケータイ安全教室」を開催しました。子どものスマホなどの取り扱いについて注意点を紹介します。

### ●大久保さんのお話

子どもは新しいことに興味を持ちやすく、リスクを知らずにさまざまなことにチャレンジするため、スマホやインターネットの使い方をすぐに覚え、利用します。子どもたちに起こりやすいトラブルとして「ネット依存」や「ネット

ト炎上」、インターネットコミュニティケーションの難しさによる「人間関係のトラブル」、「犯罪・出会い」の4つがあります。

被害児童のフィルタリング利用率が低い傾向にあることから、子どもを被害から守るためにも保護者の管理が重要です。また、子どもがルールを守らなかった時には毅然とした対応をとり、正しい使い方を教える必要があります。

ネット依存は病気として認定されており、自分でコントロールできない、やらずにはいられない状態に陥り、体力や筋力が低下し暴力的になると言われています。

ネット依存にならないためには次の点を守ることが大切です。保護者もネット依存に関する理解を深め、子どもの行動に注意しましょう。

- ・使用時間、状況や場所による使用のルールを作ること
- ・ネットの情報を過信せず、トラブルになる前に、本人と直接話して事実関係を確認すること
- ・相手への思いやりを忘れないこと
- ・保護者は子どもがトラブルに巻き込まれないようにフィルタリングを設定すること



# インターネットトラブル事例集

総務省総合通信基盤局消費者行政第一課青少年担当発行

これくらいなら平気だろうと...

## なりすまし投稿による誹謗中傷

**他人になりすまして書き込んで**

△校のC君

△校のC君は、○校のD君がどうにも気に入らず、D君になりすまし、ネットに「○校のE君が万引きしている」と、ウソの書き込みをしました。

**書き込んだ本人が特定された**

○校のE君  
○校のD君

E君がD君を問い詰めると、D君は書き込んでいないことが分かりました。調べると、△校のC君の仕業だと判明。学校間トラブルに発展しました。

### 考えてみよう！

誰かになりすますことも、誰かを陥れるような書き込みをすることも、違反行為です。万が一、こういったトラブルに気づいたとき、できることはありますか？

- A. やるという子がいたら**  
やって得になることは、何一つありません。また、ネットだからバレないということもありません。その子の怒りの気持ちを受け止めてあげつつ、やめるように優しく諭すのがベストです。
- B. 被害に遭った子がいたら**  
E君のように直接確認してみる方法もありますが、聞きづらい場合も。先生や保護者に相談し、必要に応じて削除依頼をしてもらいましょう。C君にやり返すようなことは絶対NGです。
- C. こんな投稿を見かけたら**  
SNSに知り合いの誹謗中傷を見かけたら、まずは当事者に知らせます。内容をうのみにし、あるいは面白がって、大騒ぎしてはダメ。SNSの通報ボタンを押すことも有効に働きます。

### 解説 迷惑行為や誹謗中傷は、利用規約で禁止されている

多くのSNSは、利用規約の中で迷惑行為や誹謗中傷を禁止しています。登録時に同意したルールですから、守って使うように指導してください。また、他人になりすます行為は発言の責任をなすり付けることになるため、それによって相手が傷付いたり、信用を失ったりした場合、名誉毀損で訴えられる可能性があります。「ネットなら誰か書いたかわからない」と勘違いしている子もいますが、警察が動くようなケースだけでなく、ネット上のさまざまな情報により書き込んだ本人が特定できる場合があることを正しく理解させましょう。

**ワンポイントアドバイス** リアルでもネットでも、やってはいけない行為は一緒。都合が悪い人や情報を排除するのではなく、上手なやり過ごし方を教えましょう。

**7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」**

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。  
すべての青少年が、公共心や自立心を培い、個人としての自己を確立し、向上していけるよう支援

するとともに、青少年の健全な成長を阻害する要因を除去し、安全でよりよい社会環境の整備を目指します。「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って家庭、学校、地域住民、企業、団体および行政が一体となって総ぐるみの青少年育成運動を推進して

います。  
青少年の非行防止と育成は社会の責任であり、一人ひとりが取り組んでいかななくてはいけないものです。皆さんもこの機会に、自分にもできることはないか考えてみませんか。

## 青少年相談窓口をご利用ください

誰にも相談できず一人で悩んでいる児童・生徒の皆さん、子どものことで悩んでいるお父さん、お母さんなど、気軽にセンターへ相談してください。メールでの相談も受け付けています。

●面接での相談 市役所3階5番窓口 月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時

●電子メールでの相談 ✉seishonen@city.azumino.nagano.jp

電話での相談もできます。学校での交友関係やいじめ、ネットトラブル、不登校、発達障がいなど、子育てや教育に関する相談を「子どもと親の相談電話」で受け付けています。

●電話での相談 ☎72・2238 月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時

※4月から教育相談電話、いじめ相談ホットライン、青少年センター相談窓口電話を一本化しました